

第 4 5 号議案

東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例

東京都台東区こどもクラブ条例（平成13年3月台東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。